

第151号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる教育職員のうち第3号に掲げる教育職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する教育職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第24条第2項中「100分の150」を「100分の125(管理職員以外の教育職員にあっては、100分の135)」に改め、同条第3項中「100分の80」を「100分の65(管理職員以外の教育職員にあっては、100分の70)」に改める。

第25条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「100分の72.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の62.5」を加え、「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	404,600	486,500

	38	218,100	278,400	406,200
	39	219,900	281,000	407,800
	40	221,700	283,600	409,400
	41	223,600	286,100	411,100
	42	225,400	288,700	412,700
	43	227,200	291,200	414,300
	44	229,000	293,700	415,900
	45	230,900	296,000	417,600
	46	232,600	298,700	419,200
	47	234,300	301,400	420,800
	48	236,000	304,100	422,400
	49	237,600	306,600	424,100
	50	239,300	309,100	425,700
	51	241,000	311,600	427,300
	52	242,700	314,100	428,900
	53	244,100	316,500	430,600
	54	245,800	318,700	432,200
	55	247,400	320,900	433,800
	56	249,100	323,100	435,400
再任用 教育職 員以外 の教育 職員	57	250,600	325,400	437,100
	58	252,200	327,600	438,700
	59	253,800	329,800	440,200
	60	255,400	331,900	441,800
	61	257,000	334,100	443,500
	62	258,600	336,300	445,100
	63	260,200	338,500	446,700
	64	261,700	340,700	448,300
	65	263,200	342,900	450,000
	66	264,900	345,100	451,600
	67	266,500	347,300	453,200
	68	268,200	349,500	454,800
	69	269,700	351,500	456,400
	70	271,200	353,600	458,000
	71	272,700	355,700	459,600
72	274,200	357,800	461,200	
73	275,500	359,800	462,700	
74	276,900	361,800	463,700	
75	278,300	363,800	464,700	
76	279,700	365,700	465,700	
77	281,100	367,700	466,500	
78	282,300	369,400		
79	283,500	371,100		
80	284,700	372,800		

81	286,000	374,500
82	287,200	376,000
83	288,400	377,500
84	289,600	379,000
85	290,900	380,500
86	292,100	382,000
87	293,300	383,500
88	294,500	385,000
89	295,700	386,500
90	296,900	387,900
91	298,100	389,300
92	299,300	390,700
93	300,300	392,200
94	301,500	393,500
95	302,700	394,800
96	303,900	396,100
97	304,900	397,500
98	306,000	398,600
99	307,100	399,700
100	308,200	400,800
101	309,100	401,900
102	310,200	403,000
103	311,300	404,100
104	312,400	405,200
105	313,300	406,100
106	314,200	407,100
107	315,100	408,100
108	316,000	409,100
109	317,000	410,000
110	317,600	410,900
111	318,200	411,800
112	318,800	412,700
113	319,500	413,400
114	320,000	414,200
115	320,500	415,000
116	321,000	415,800
117	321,600	416,600
118	322,100	417,400
119	322,600	418,100
120	323,100	418,900
121	323,700	419,700
122	324,200	420,200
123	324,700	420,700
124	325,200	421,200

	125	325,800	421,600		
	126	326,200	422,100		
	127	326,600	422,600		
	128	327,000	423,100		
	129	327,300	423,500		
	130	327,700	424,000		
	131	328,100	424,500		
	132	328,500	425,000		
	133	328,700	425,400		
	134	329,000	425,900		
	135	329,300	426,400		
	136	329,600	426,900		
	137	330,000	427,300		
	138	330,200			
	139	330,500			
	140	330,800			
	141	331,100			
	142	331,400			
	143	331,700			
	144	332,000			
	145	332,300			
	146	332,600			
	147	332,900			
	148	333,200			
	149	333,400			
	150	333,700			
	151	334,000			
	152	334,300			
	153	334,500			
再任用 教育職 員		234,900	278,900	337,300	423,800

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の130」を「100分の115」に、「100分の125（管理職員以外の教育職員にあっては、100分の135）」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の70、」を「100分の60、」に、「100分の65（管理職員以外の教育職員にあっては、100分の70）」を「100分の75」に改める。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「給料月額に」を「給料月額（県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第 号）の施行の日において教育職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外のもの）にあっては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「教育職員（」を「もの（」に改め、同項に次の表を加える。

給料表	職務の級	号 給
給与条例別表第1の 高等学校等教育職給 料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

- 3 職員の給与の特例に関する条例 (平成15年島根県条例第15号) の一部を次のように改正する。

第2条中「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。